

第 187 回 関西広域連合委員会

日時：令和 8 年 4 月 23 日（木）

場所：大阪府立国際会議場 10 階 会議室1004～1007

開会 16 時 40 分

○三日月広域連合長 　少し開始時間が遅れましたけれども、ただいまから第187回
関西広域連合委員会を始めさせていただきます。

様々課題がありますが、課題は可能性、みんなで力を合わせて乗り越えていきたい、
また、万博でも示されたように、関西は一つ、そして一つ一つと、多様であり、一つ
一つを大事にしながら、それでいて、一つのつながりを大事にしていこうという趣旨
でやっておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、この間、選挙を経て再選された委員の皆さんのご紹介をし、一言ずつご挨拶
をいただきたいと思います。選挙があった順番に参りましょう。

まず、吉村委員、よろしくお願いいたします。

○吉村副広域連合長 　2月の選挙において、再選をいたしました吉村でございます。
この後の報告にも絡みますが、副首都を目指していこうということ、そして、また都
構想の設計図づくりをさせていただきますと、副首都にふさわしい地方自治の在り方を目
指させていただきますということで、選挙をさせていただきました。

この副首都法案はもう進んできましたので、これは関西全体にも大きく関わること
だと思っていますから、この後、皆さんとこの副首都法案の中身を共有させていただ
いて、関西が一つになって、大きな塊となって成長していく、そこをぜひ目指してい
きたいと思います。大阪・関西万博でもできましたし、また、さらなる、関西の成長、
未来に向けて、皆さんと共に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願
いをいたします。

○三日月広域連合長 　ありがとうございました。

続いて、横山委員、よろしくお願いします。

○横山委員　吉村知事と共に再度、大阪市長選に臨みまして、再選を果たすことができました。また引き続きよろしくお願い申し上げます。副首都の実現、そして、大都市制度、都構想の実現に向けまして、協議を進めていきたいと思っております。

また後ほど、ご報告もあろうかと思いますが、この関西パビリオンで、万博で大変大きなお力をいただきまして、関西パビリオンも盛況裡に終えることができたと思います。万博のレガシーの議論、今ちょうど進めているところでございます。万博を一過性のイベントに終わらせず、これをしっかり社会実装していくというチャレンジが始まっているところでございますので、引き続き、関西広域連合各位のお力添えを賜りながら、前に進んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三日月広域連合長　ありがとうございました。

～～～（略）～～～

続きまして、報告事項の一つ目、「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案について」を議題といたしまして、吉村副広域連合長からご説明をお願いいたします。

○吉村副広域連合長　副首都法案については、これは今まで関西広域連合において、東京一極集中ではない国土の双眼構造を目指していこうとしてきた我々関西広域連合において、非常に重要な法案になると認識をしています。

また、当然、大阪は副首都を目指していますけれども、これは関西というのは、ある意味一つですから、経済圏は非常に近いということになります。関西にとっても非常に重要な課題になると思っておりますので、本日、現状について説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目ですけれども、少しこれまでの経緯について記載しています。

この副首都というのは、昨日今日出てきた話ではなくて、大阪においては、2015年から副首都推進本部を立ち上げて、これについて議論を重ねてきました。ですので、都合10年やってきたということになります。これは大阪府、大阪市が一体となってやってまいりました。現在、横山大阪市長と共に進めているものでもあります。2017年には副首都ビジョンというのも作成をいたしまして、2023年にはこれも改定をしてやってきたということです。ただ、ここで大きく今回、進展があったのが、まさに法案として、国として、副首都をやっていく方向性、これが明確になったということであります。昨年10月の自由民主党と日本維新の会の連立合意書の中で、この副首都法案については、今開会している国会で法案を成立させるという合意を結びました。そして、この法案について、自由民主党と日本維新の会、与党間において協議がこの間、合計11回なされていまして、これは選挙前、連立政権が誕生してから行われ、この合意がされてきました。

結果、去る3月31日に自由民主党と日本維新の会の両党の協議体で、この法案の骨子について合意をいたしました。そして、その上で高市総理大臣にその内容を報告し、了承を得たところであります。現在は、自由民主党と日本維新の会、それぞれ各党が持ち帰って党内手続を進めているという状況であります。この党内手続が終了すれば、国会に提出をします。そして、この国会、7月下旬に終わりますが、そこまでに成立を目指すというものになります。ですので、まさに国の方向性として副首都をすることになっているところが非常に大きな点だと思いますので、その骨子案について説明をさせていただきます。

2 ページ目をお願いします。

まず、副首都の目的・定義であります。国民生活、そして、国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害と、特に首都圏に、もちろんないほうがいいのですが、もしそういったことがあった場合に、いざというときのバックアップを国家としてしっかり取っていく、あわせて、多極成長型の経済圏を目指していこう、つまり、

一極集中の経済ではなくて、多極成長型の国家を目指していこうということが大きな方向性になります。

そして、この中で、二つ定義をしております、一つは首都中枢機能代替地域というものです。これは何かと申しますと、そういった大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域を指定するというものであります。この要件とすれば、東京圏と同時被災の可能性が低いものとして、政令で定める要件に該当する地域がこれに当てはまるということになります。

2番目の副首都であります、ここはまさに本丸でありまして、これはどういうものかという、そういった大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部または大部分を代替する機能を担うとともに、あわせて、多極成長型の経済圏の中核を担う機能を果たす、それを行う道府県が指定対象というものになります。つまり、いざというときに首都機能を代替する、そして、それだけでなく、平時においては経済成長を、日本を引っ張るような経済圏域をつくっていこうというものになります。

対象と範囲は道府県となります。要件についてですが、下にあるとおり、①から④まで四つの要件が必要となります。

一つ目は、東京圏と同時被災の可能性が低いということ。これは先ほどの代替地域と一緒にです。

そして、二つ目ですが、政治や行政の中枢機能を代替する機能、これを発揮しなければなりませんので、行政の立地、いわゆる行政機構、国の支分局等が集中していると、一定集まっているということも一つの要件となります。それについて、政令で定める要件を備えることです。

三つ目ですが、ここはやはり経済成長ということがポイントになりますので、経済、そして人口の集積が一定あるということが要件です。その具体の中身については政令で定めることとされています。

そして四つ目ですが、そういった副首都を担う機能を十分に発揮できる。その上で

必要な地方の行政体制について整えていますかということです。ここはよく議論になっている都構想であったり、府市一つ、政令市と府県がいかに一体的になってこの広域行政を担っていけるかと、副首都の役割を果たしていけるかというのが、④の地方行政体制ということになります。

それぞれ少しずつ簡単に見ていきますと、まず一つ目ですが、首都圏と同時被災の可能性が低いエリアであることということについて、政令のイメージが下になら書かれています。そのイメージというのは、首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこととされています。

一つ目ですけれども、やはり非常にリスクが高いとされているのは首都直下地震ということになります。その対象区域ではないということが要件になるということです。

そして、もう一つ、大きなリスクとして想定されているのが、これは中央防災会議等でも想定されていますが、富士山の噴火ということになります。富士山の火山災害警戒地域を外すということになります。この一部の関東地域を外したエリアで、東京圏との同時被災の可能性が低いというところが一つの要件となります。

具体的に想定しているのはこの二つです。

そして、次の要件ですが、いわゆる国の支分局、これが一定程度集積しているということです。この副首都というのは、何か特定の行政庁を移転せよというものではなくて、いざというときに、先ほど申し上げたとおり、首都機能の全部あるいは大部分を代替できるようなものをしっかりとつくろうということですから、そういったバックアップ機能ということを考えると、一定政治行政の中核機能を果たす上で、国の行政機関がきちんと立地しているということが要件になっています。政令のイメージですけれども、国の出先機関について一定の出先機関が立地している、一定の数と内容が確保されているというものになります。

ちなみに、国の出先機関の配置と長の号俸ということについては、この表に記載しているとおりであります。

そして、三つ目の要件ですが、経済、そして、人口の集積の状況です。一定の経済規模が必要だということで、その地域における経済の集積と人口の集積です。GDPと人口の集積についても要件となるということになります。具体的な数値等については政令で定めることとなります。

そして、四つ目の要件になりますが、これはそういった首都中枢機能を代替するようなエリアであり、そのエリアとしての機能を発揮できるような地方行政体制が整っていますかということが要件となります。それについて政令で要件を定めることとなりますが、政令のイメージとすれば、都構想はもちろん当然入ります。これは指定都市と道府県を一体にして広域行政を一体にするものですから、最も安定化した制度となります。現在これをやっているのは東京都となります。

そしてもう一つ、政令市と県の連携協約というものもこの要件の中に入っているということになります。このいずれかということになります。まだ制度化されていないですけれども、特別市というのも制度化されれば、この範囲に入ってくるだろうというのを想定しています。この政令市と県の連携協約とは何ぞやということですが、具体的な中身についてはもう政令によるということになりますが、実際はそういった特別区の設置、都区制度が一つの要件になっていることからすると、連携協約を結んだ上で、地方自治法に基づく事務委託であったり、事務の代替執行等によって、政令指定都市の広域事務の全部または一部を道府県が処理する。ここで広域の司令塔が一つになっているということが必要になるだろうと考えています。

そして、②については、大都市法、いわゆる都構想のところです。これはもう広域一元化ですから、特に説明は不要かと思います。

こういった四つの要件をクリアして、国が副首都として指定をするということになりますが、では指定されたらどういうことが起きるのかということについて、この3に記載されています。

まず、政府においては総合的かつ効果的な推進を進めていくために、この副首都に

ついて、国家としての基本方針を策定いたします。そして、内閣総理大臣をトップとする副首都推進本部を立ち上げるということになります。その上で副首都が指定されたときには、副首都ごとの整備方針を定めるということになります。そして、副首都の長、道府県の長の、知事の意見を聞いて、その意見を尊重しなければならないと。その意見を聞いた上で、副首都ごとの整備方針を具体的に国家として定めていくということになります。

そして、基本的施策等について、その中身ですけれども、まず冒頭申し上げました首都中枢機能代替地域、これは副首都ではないものですが、ここについての効果とすれば、事業者等によるバックアップ投資を促進するために必要な税制上の措置を取るということとされています。

そして、2番目の副首都、ここから非常に重要になってきますが、先ほど申し上げた代替地域のこの税制上の措置に加えまして、合計で五つあります。

一つは、首都中枢機能の代替のための拠点を整備していくということです。いざというときにバックアップできる首都中枢機能の代替のための拠点整備をするということが一つ。

もう一つが一定の経済、強い経済が必要になりますから、その経済をつくっていく上での都市機能に増進する、まちづくり、インフラ等の推進をするということになります。そして、三つ目、この表でいくと四つ目になりますが、規制緩和等によって民間がいろんなことにチャレンジしやすい、副首都においては、いろんなことがチャレンジできるようにしていくということです。そして五つ目として、民間投資を促進していく上で必要な税制上の措置を取るということです。そして、六つ目になりますが、副首都の整備をする上で必要な法制上・税制上・財政上の措置を講ずるということになります。

この基本的施策六つを踏まえ、副首都ごとに具体的な整備方針を定めるということになります。法律の施行の日から約5年間、この関連施策を集中的に推進するという

内容になっています。つまり、副首都として指定されれば、副首都ごとの整備方針を定め、首都圏をいざというときはバックアップでき、そして経済成長をしていく。また、それを促していくための必要な税制上・法制上・財政上の措置を取る、インフラの整備をしていく、規制緩和をできるようにしていく、民間投資が進むようにしていく、そして、拠点を整備するという非常に大きな効果が生じるというものになります。この副首都については、当然、大阪として目指していくということになります。これについては、大阪、京阪神、和歌山も奈良もそうですけど、ある意味、相互に行き来しているのがまさに関西でありますので、関西経済全体にも影響を与えることになると思いますし、関西の構成府県市の皆様との連携というのが非常に重要になってくると思います。関西をある意味もう一つの日本の軸として成長させていく、強烈なエリアにしていきたいとも思います。この関西で生まれた我々の子供たちが、学ぶところがあり、仕事があり、自分の夢をかなえられ、そして、ここでいろんなチャレンジができる。そんな東京一本足打法でない、ある意味、国家の統治機構大改革になると思いますが、これを目指していきたいと思いますので、構成府県市の皆様との連携をこれからもより密にしていく必要があると思っています。よろしくお願い申し上げます。

○三日月広域連合長　非常に丁寧に現在検討中の法案の骨子について、ご説明いただきました。

何か皆様方のほうで、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

西脇副広域連合長、いいですか。

○西脇副広域連合長　吉村知事がまさに中核で参画されていることから、これからも関西広域連合との情報共有をしっかりとさせていただきたいと思います。今後、法令や条文の整備など、具体的な手続等について、オールジャパンとして、さまざまな動きが出てくるものと思われますので、その点についてもよろしくお願いしたいと考えております。また、我々がどのような形で参画できるのかについては、制度にもよるところではありますが、せっきくの機会でありますので、ぜひ積極的に参画していく

ことが必要ではないかと考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○三日月広域連合長　ほか、いかがでございましょうか。

吉村副広域連合長もおっしゃいましたけど、関西はこの４月から始まった広域計画でも、もう一つの極を目指すということで、今、様々なチャレンジを始めているところですし、まさに大阪・関西万博で注目され、盛り上がって、これからにつなげていきたいという、こういうことを副首都構想の中で、取り組んでいける、そういう期待もございますので、大阪府市と一緒に、この関西も、関西広域連合としても、後押しをしていきたいと思いますので、また折々、いろんな変化、議論があるでしょうから、そういったものも共有していただくこととしたいと思います。また、みんなで議論をしたいと思いますので、この点も併せて、ご参画いただきますように、よろしくお願いいたします。

～～～（略）～～～

○本部事務局　引き続きまして、記者会見を行います。

ご質問をお受けいたしますので、ご所属、お名前、どなたに対する質問かを告げから、ご質問をお願いいたします。ございますでしょうか。

○共同通信社　共同通信の井沼と申します。吉村副広域連合長が説明された、副首都構想について、参加されている７府県の知事、副知事、皆様それぞれにご意見、評価や懸念を含めて伺いたいと思っているのですけれども、プラス、副首都構想に自らの自治体が手を挙げる意思はないかどうかというのもお願いいたします。

○三日月広域連合長　まとめて、先ほど連合長として申し上げたところでございますが、関西広域連合は、東京一極だけではなくて、もう一つの極を目指しておりますので、このいわゆる副首都法案、それに伴う大きな改革については期待をしているところです。ただ、まだこれから法案の中身が明らかになってくるでしょうから、その

内容を見る、また共有させていただく、我々も必要な議論をするということとともに、いわゆる大阪、大都市だけではなくて、どのようにこの広域で影響、効果があるのかということについて、さらに、確認をしていきたい、また一緒に取り組んでまいりたいと考えているところです。なお、滋賀県としてこの副首都に手を挙げるという考えは現時点ではありません。

それぞれからですか。

○共同通信社 それぞれからお願いします。

○三日月広域連合長 知事、市長でいらっしゃる方は。

西脇副広域連合長、どうぞ。

○西脇副広域連合長 私も先ほど発言させていただきましたが、現時点での法案の骨子案では、道府県が申出の主体となっていると承知しております。関西においては、大阪府が前提になるものと思われませんが、一定の経済規模という要件を見ると、申出自体は単独の府県かもしれませんが、協力して取り組んでいくことが望ましいと考えております。これまでの関西広域連合における広域行政の流れを踏まえますと、引き続き協力して臨んでいくことが重要であると考えております。

以上です。

○三日月広域連合長 齋藤委員、どうですか。

○齋藤委員 説明にもありましたとおり、大規模災害時のバックアップ機能、そして強い経済を関西圏としてつくっていくという意味で、一つのやり方として大変意義があるものだと思いますし、兵庫県としては副首都に手を挙げるということはないですけれども、防災庁については、地方機関などの設置を要望していますし、そういった形で大規模災害時のバックアップ機能を確保して、しっかり連携していくということが大事だと思っています。

○三日月広域連合長 山下委員、どうぞ。

○山下委員 大阪府が副首都になることを期待しております。奈良県が手を挙げる

つもりはありません。とりわけこの多極分散型経済圏の形成、これによって関西のますますの経済成長が図られることに大いなる期待を抱いております。

以上です。

○三日月広域連合長　　宮崎委員、どうですか。

○宮崎委員　　副首都構想、非常にいい構想だなと思っています。東京一極集中にはいつも物を申している存在としましては、本当にありがたい提案なのだろうなと思って、もちろん和歌山県は手を挙げるつもりはないんですけども、関西広域連合として、共に歩めるそんなシステムになればいいなと思っています。

○三日月広域連合長　　これでいいですか。市長からも伺いますか。

○共同通信社　　いえ、大丈夫です、ありがとうございます。

～～～（略）～～～

○本部事務局　　ほか、ございますでしょうか。

○読売新聞社　　読売新聞の井ノ原と申します。

吉村知事にお伺いします。本日、副首都関連の法案について、関西広域連合の皆さんにご説明されたと思いますが、これまでそういった府県を越えて広域で連携してきたという歴史がある中で、大阪府が副首都を目指して、その上でこの関西広域連合と、どういう形で、さらに今後連携していくべきなのか。どういったところが、大阪府が副首都になって、さらに広域でそういった関西を盛り上げていくことができるのかというところのお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○吉村副広域連合長　　まさに、大阪・関西万博もやりましたけれども、関西というエリアは本当に全てが通勤圏、通学圏でもあり、経済でも非常につながっているところが多いです。ですので、大阪府は、副首都は当然目指しますが、関西というエリアは関連する、そして、その影響が及ぶことはもう間違いなく、また一方で、連携する

ことによって、さらなる相乗効果というか、それを図ることができると思います。法案においては副首都ごとに整備方針を定めるということとされています。ここにおいては、副首都の知事の意見を尊重するということも書かれていますので、関西の特性として、非常にこの経済圏がつながっているということを副首都整備計画においても意見するときにも、まさに、関西全体が成長していける、そんな視点は常に持って進めていければなと思いますし、関西の府県の皆さんと連携してやりたいと思っています。

○本部事務局　ほか、ございますでしょうか。

ないようですので、これで記者会見を終わります。

閉会 17時32分